

(別記1)

食肉処理施設再編合理化事業

第1 取組の概要

本取組においては、食肉処理施設の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。

1 食肉処理施設の再編合理化

食肉処理コストの低減等に向けた産地食肉センターの新設又は改修

2 食肉処理施設の廃棄

食肉処理コストの低減等に向けた食肉処理施設の廃棄

第2 取組の実施基準等

1 食肉処理施設の再編合理化

- (1) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の補助の対象としない。
- (3) 補助対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

- (4) 第1の1の事業を行う施設（以下「再編合理化施設」という。）の、整備の一般基準は、次のとおりとする。

ア 補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

(ア) 機械器具設備

搬入、けい留、と畜、解体、内臓処理、部分肉加工、搬送、懸肉、冷蔵、冷凍、保管、出荷、給水、排水・汚水処理、衛生管理、副産物等処理、TSE対応、その他食肉の処理加工に必要な設備の整備

(イ) 上屋等

食肉処理施設の建築物、病畜棟、環境保全施設その他食肉の処理加工に必要な建築物の整備

(ウ) その他

機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費

イ 補助対象施設の基準等

- (ア) けい留施設は、生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りでない。）

(イ) と畜解体・内臓処理施設は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。

(ウ) 冷蔵冷凍施設は、その全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあつては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあつては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。）を有する冷却装置を備えた冷蔵庫であつて、1日当たりのと畜解体処理能力の少なくとも2倍以上の枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力を有するとともに、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。

なお、保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。

(エ) 汚水処理施設は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に基づき定められた排水基準以下まで処理し得る能力を有すること。

ウ 補助対象とする施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

エ 補助の対象とする施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等を行うことができるものとする。

オ 施設の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、アンケート調査等により農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

さらに、コストの低減を図る観点から、施設の利用を十分推進し、効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

加えて、必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

カ 施設の整備に対する補助は、再編統合に伴う施設整備を支援対象とし、施設の附帯施設のみの整備については、補助の対象外とする。

キ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、補助の対象外とする。

(5) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次のとおりとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務所長。以下「地方農政局長等」という。）と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつ

ても同様とする。

イ 当該施設の受益農家は、原則として、5戸以上とする。

ウ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

エ 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(6) 整備事業の上限事業費

次により計算される額を超える部分については、補助の対象外とする。

7,800千円×1日当たりの処理能力頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）

(7) 施設の利用料金は、原則として施設の管理運営に必要な範囲で設定することとする。

2 食肉処理施設の廃棄

(1) 食肉処理施設の廃棄

ア 第1の2の事業を行う施設（以下「廃棄施設」という。）は、食肉の流通合理化に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）において、廃棄する旨が記載された施設及びその設備であること。

イ 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編実行計画が作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。

ウ 補助対象経費には食肉処理施設の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

(2) 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

ア 補助対象は、第2の1の(4)のアの(ア)及び(イ)に掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下同じ。）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97条。以下同じ。）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。

イ 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該食肉処理施設においてアの耐用年数以上に設定さ

れている設備であって、かつ、アの要件を満たすものに限り、補助対象とすることができる。

ウ 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) アの施設等又はイの設備（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

(イ) 当該廃棄施設が、営業年度の途中において食肉処理を休止する場合には、当該事業実施年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α ：減価償却額

β ：当該廃棄施設の食肉処理を休止した当該営業年度末における減価償却見込額

γ ：当該廃棄施設の食肉処理を休止した当該営業年度の期首から食肉処理休止月までの間の月数（1か月に満たない月は、これを1か月とする。）

(ウ) 廃棄施設が、当該事業実施年度の前年度において既に食肉処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該事業実施年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

(エ) 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

(オ) 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについてア、イ、ウの（ア）から（ウ）まで及びウの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

エ 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（ア）から（ウ）までの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

オ 廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。

なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいといえないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

第3 事業実施主体

- 1 実施要綱別表の事業実施主体の欄の民間事業者は、原則として、5戸以上の一般の農家の利用が確実な施設であること。
- 2 実施要綱別表の事業実施主体の欄の廃棄施設協議会は、次の要件を全て満たすこと。
 - (1) 都道府県、市町村、農業関係機関等（農業協同組合等）、当該施設に係る再編合理化の計画に関する全ての食肉処理施設により構成されていること。

このうち、市町村は必須の構成員とする。なお、協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、該当する全ての市町村を必須の構成員とする。

ただし、都道府県を構成員とする場合には、この限りではない。
 - (2) 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「廃止協議会規約」という。）が定められていること。
 - (3) 廃止協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第4 採択要件

- 1 食肉処理施設の再編合理化

採択要件は、次に掲げるものとする。

 - (1) 当該施設整備が複数の既存施設の統合再編を伴うものであることとする。
 - (2) 当該施設の新設又は改修は、流通合理化計画に基づくものであることとする。
 - (3) 事業実施主体は、当該施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、都道府県知事による承認を受けていることとする。
 - (4) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね1,400頭以上の規模となることとする。
 - (5) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44条）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること又は確立することが確実に見込まれることとする。
 - (6) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であることとする。
 - (7) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていることとする。
- 2 食肉処理施設の廃棄

採択要件は、次に掲げるものとする。

 - (1) 当該施設の廃棄は、流通合理化計画に基づくものであることとする。

- (2) 事業実施主体は、当該施設の廃棄について、流通合理化計画に基づく廃棄計画（以下「廃棄計画」という。）を作成し、都道府県知事による承認を受けていることとする。

3 その他

事業の採択に当たっては、食肉処理施設の再編合理化にあつては、施設の廃棄を伴う計画を優先するとともに、食肉の輸出やと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第7条第1項に定める危機分析・重要管理点方式等を用いて衛生管理を行う計画を優先し、食肉処理施設の廃棄にあつては、食肉処理施設の再編合理化に伴う計画を優先するとともに、食肉を現に処理している食肉処理施設又は前年度において処理実績を有する食肉処理施設の計画を優先する。

第5 成果目標及び目標年度

実施要綱第4の生産局長等が別に定める成果目標は、次に掲げるとおりとし、再編合理化計画に記載するものとする。

1 成果目標

成果目標は、本事業を実施することにより、再編整備後の食肉処理・加工コストについて、牛肉の場合は10%以上の削減、豚肉の場合は20%以上の削減とする。

2 目標年度

本事業は、事業実施年度から5年以内に設定するものとする。

第6 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 実施要綱第5に基づく、食肉等整備事業における事業実施計画の作成及び申請は、別記様式第1号により行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により作成した事業実施計画を地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

2 再編合理化計画の作成

- (1) 事業実施主体は、再編合理化計画を別記様式2号別添により作成するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により作成した再編合理化計画を地方農政局長等に提出し、承認を受けるものとする。
- (3) 再編合理化計画の変更は、1に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引き下げに伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。
- (4) 再編合理化計画の計画期間は、3年以内とする。

3 地方農政局長等の承認

地方農政局長等は、事業実施計画を承認する場合には、財政法（昭和22年法律第34号）第34条の2の財務大臣の承認の後、事業実施主体に対し、別記様式第3号により通知するものとする。それ以外の事業実施主体に対しては、承認がされなかった旨を通知するものとする。

4 事業実施計画の変更

実施要綱第5の1の(2)の生産局長等が別に定める計画の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業費の30%を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) その他農政局長等が重要と認める場合

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、事業実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

第7 事業実施状況の報告

実施要綱第6に基づく事業実施状況の報告については、次に掲げる方法で実施するものとする

1 事業実施状況の報告

実施要綱第6に基づく事業実施状況の報告は、事業開始年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況について、報告に係る年度の翌年度7月末日までに別記様式第4号により行うものとする。

2 国は、事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じて、事業実施状況に関し、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

3 事業実施状況に対する指導等

地方農政局長等は、1による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

4 地方農政局長等は、3の指導を行うに当たっては、事業において導入した施設等について、適正かつ効率的に運用されていないと判断される次の（１）又は（２）の場合に、事業実施主体に対し改善の指導を行うものとする。

（１）食肉処理施設の稼働率が70%未満の状況が3年間継続している場合

（２）食肉処理施設の収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

注：収支率 ＝ 事業収益 / 事業支出

第8 事業の評価

実施要綱第7に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、再編合理化計画の目標年度の翌年度において、再編合理化計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第5号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

（１）1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が再編合理化計画に定めた方法で実施されているかに留意し、別記様式第6号によりその報告内容の評価するものとする。なお、評価結果は、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画との整合等を確認するものとする。

（２）地方農政局長等は、（１）の評価の結果、再編合理化計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

（３）（２）により地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、2による事業評価を実施した結果、再編合理化計画に掲げた成果目標が達成されていない等、当初の計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断された場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別紙様式第7号に定める改善計画を作成させるものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、1年間目標年度を延長し、再度、1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

4 その他

地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第9 その他

1 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

また、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

3 と畜残さ等の有効活用

産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等の再資源化等有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努めるものとする。

4 HACCPの導入

と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第7条第1項に定める危機分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準による衛生管理に努めるものとする。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

印

平成 年度加工施設再編等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化事業の
事業実施計画の（変更）承認申請について

加工施設再編等緊急対策事業実施要綱（平成28年 1 月28日付け27生産第2397号農林水産
事務次官依命通知）の第 5 に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

加工施設再編等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化事業

事業実施計画書

事業実施年度： 平成 年度 （ 年目）

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

応募主体名：

第 1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	所在地	資本構成・比率（％）	事業の内容	沿革	役員の氏名	その他

注 事業実施主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

第 2 事業の実施方針

注 既存施設の処理能力及び利用状況並びに整備施設の処理能力及び利用計画が分かる資料を添付すること。

第 3 事業計画の内容

（1）事業の概要

施設の名称	施設の住所	敷地面積（㎡）	用地の取得方法

注 用地の確保が使用収益権による場合は、用地の取得方法欄にその内容及び期間を記載すること。

（2）再編統合の概要

再編の対象となる施設		再編後の施設	
名称	住所	名称	住所
1.	1.	1.	1.
2.	2.	2.	2.
3.	3.	3.	3.

(3) 事業の内容及び経費

対象 畜種等	既存施設の概況 (施設の種類、 面積、台数、 構造、能力等)		整備・廃棄施設の内容 (施設の種類、面積、台数、 構造、能力等)	単価 (円)	事業費 (千円)	負担区分			備考
						国費	都道府県費	その他	
		再編 合理化 施設	補助 対象						
			小計						
			補助 対象 外						
			小計						
		廃棄 施設	補助 対象						
			小計						
			補助 対象 外						
			小計						
		合計							

- (注) 1 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 2 適宜、行を追加して記入すること。
- 3 整備する施設の規模や廃棄する施設の決定根拠が分かる資料を、既存施設の利用状況及び整備施設の利用計画が分かる資料とともに添付すること。
- 4 その他生産局長等が必要と認める資料を添付すること。

(3) 事業完了(予定)年月日 平成 年 月 日

(4) 収支予算(又は精算)

収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国費 都道府県費 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
合 計					

支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分欄は、別表の区分の欄及び経費の欄の事業名等を記入する。

第4 添付書類 （添付書類名を記載すること。）

再編合理化施設に係るもの

添付書類	注意点
(1) 施設の規模決定に関する資料	既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料
(2) 概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 施設の設計図等	整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）並びに用地内における建物（施設別）の配置図
(4) 財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
(5) 費用対効果分析	「強い農業づくり交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること
(6) 施設の収支計画書等	整備予定の施設の収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの）
(7) 施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料
(8) 整備計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた整備計画

廃棄施設に係るもの

添付書類	注意点
(1) 廃棄施設の図面	廃棄施設の図面又はその写し
(2) 廃棄施設の事業費の積算根拠	事業実施計画に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 設備のリスト	対象設備のリスト（対象設備に係る財産管理台帳又はその写しを添付すること）
(4) 財産取得に関する資料	設備の取得価額、取得年月日が明らかになる資料
(5) 耐用年数に関する資料	耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
(6) 廃棄計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた廃棄計画

再編合理化施設及び廃棄施設に共通するもの

(1) 再編の対象となる施設の関係者の同意書
(2) 事業実施主体の定款並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書
(3) 再編合理化計画書（別記様式第2号）
(4) 本事業の取組が位置付けられた流通合理化計画
(5) その他生産局長等が必要と認める資料

第5 その他

補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費（千円）	財産処分 承認月日	当初事業内容及び処分内容

（注）補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

印

平成 年度加工施設再編等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化事業の
再編合理化計画の（変更）承認申請について

加工施設再編等緊急対策事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2399号、27政統
第503号、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）の第7に基づき、関係書類を
添えて（変更）承認申請する。

（注）関係書類として、別添の再編合理化計画書を添付すること。

加工施設再編等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化事業

再編合理化計画書

策定年度：平成 年度

目標年度： 平成 年度

事業実施期間：平成 年度 ～ 平成 年度

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

事業実施主体名：

1 基本方針

--

注 1：対象地域における、対象品目の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。
注 2：再編合理化等推進事業により本計画書を作成した場合、協議会の名称及び協議会の構成員を記載すること。

2 再編統合の概要
(1) 再編統合の対象となる施設の概要

施設名	設立年	本事業による再編統合を必要とする理由	対応方針	備考
			廃棄・改修・ 新設・その他	
			廃棄・改修・ 新設・その他	
			廃棄・改修・ 新設・その他	

注 1：施設名の欄には、本事業により再編合理化又は廃棄を行う施設について、関連する食肉処理施設を全て記載する。
注 2：対応方針の欄は、当該施設に該当するものを丸で囲うこと。その他の場合は、その内容を備考欄に記載すること。
注 3：欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

3 食肉処理施設の再編合理化の成果目標と事業費（再編合理化施設について記載）

（1）整備事業における成果目標

① と畜工程

畜種	と畜処理能力 (頭/日)			年間と畜頭数 (頭/年)			稼働率 (%)			と畜コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	向上率	現況	目標	削減率
牛												
豚												
肥育豚換算												

注：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

② 部分肉加工工程

畜種	部分肉加工量 (頭/日)			部分肉仕向割合 (%)			部分肉加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	削減率
牛									
豚									
肥育豚換算									

注1：部分肉加工料金について、頭単位で記入し難い場合は、kg単位等により記入すること。

注2：部分肉仕向割合について、当該施設において生産された枝肉のうち、当該施設において部分肉処理を行われる割合を記入すること。

（2）と畜料金及び部分肉加工料金の目標

畜種	と畜料金 (円/頭)			部分肉加工料金 (円/頭)		
	現況	目標	値下げ率	現況	目標	値下げ率
牛						
豚						

注：部分肉加工料金について、1頭当たりの金額で記入し難い場合は、kg当たりの金額等により記入すること。

(3) 輸出に対する取組の目標

畜種	現況			目標		
	輸出可能国	輸出数量	主な部位	輸出可能国	輸出数量	主な部位
牛						
豚						

注：輸出可能国が複数ある場合は、適宜欄を追加し、輸出可能国毎に、数量等を記入すること。

(4) HACCPによる衛生管理の導入に対する取組の目標

畜種	現況		目標	
	HACCP導入の有無	導入中のHACCPについて、認証制度に基づく場合は、その名称	HACCPの名称	導入年度
牛				
豚				

(5) 事業費

実施予定 年度	事業内容 (整備・廃棄施設の内容)	予定事業費	予定国費	備 考
		千円	千円	
		千円	千円	
		千円	千円	

4 食肉処理施設の廃棄の成果目標と事業費（廃棄施設及び廃棄施設に関連する施設について記載）

(1) 廃棄施設の概要

廃棄施設名称	設立年	現況						目標					
		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率	
		(頭／日)		(頭／年)		(%)		(頭／日)		(頭／年)		(%)	
		牛		牛		牛		牛		牛		牛	
		豚		豚		豚		豚		豚		豚	
		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算	

注：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

(2) 再編対象施設の概要

再編対象施設名	設立年	現況						目標					
		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率	
		(頭／日)		(頭／年)		(%)		(頭／日)		(頭／年)		(%)	
		牛		牛		牛		牛		牛		牛	
		豚		豚		豚		豚		豚		豚	
		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算	

注1：再編対象施設とは、廃棄施設の廃棄により、食肉処理頭数の増加が見込まれる施設をいう。

注2：再編対象施設が新たに設置される施設の場合は、設立年の欄にその旨括弧書きで記載するとともに、と畜処理能力、年間と畜頭数、稼働率について、当該施設の整備計画等を基に、見込み量を記入すること。

注3：再編対象施設が複数ある場合、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

注4：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

注 再編合理化計画の作成に当たっての留意事項

- ① 現況値と目標値は、同一の方法で算出すること。
- ② 算出した成果目標の妥当性を検討できる資料を添付すること。

(3) 事業費

実施予定年度	事業内容 (整備・廃棄施設の内容)	予定事業費	予定国費	備考
		千円	千円	
		千円	千円	

別記様式第3号

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 殿

〇〇農政局長
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府
沖縄総合事務局長〕

平成〇年度加工施設再編整備等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化
事業の事業実施計画^{※1}の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇号で申請のあつた件について審査の結果、承認された^{※2}ので
ここに通知します。

なお、後日、貴〇〇に対し割当内示をするので、これに基づき進められるようお願いし
ます。^{※3}

※1：再編合理化計画の承認にあつては再編合理化計画と記入。

※2：承認されなかつた者に対しては、承認されなかつたと記入。

※3：事業実施計画が承認された者に対し記入。

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

加工施設再編等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化学業の実施状況報告
(平成 年度)

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名 印

加工施設再編等緊急対策事業実施要綱（平成28年 1 月28日付け27生産第2397号農林水産
事務次官依命通知）第 6 の規定により別添のとおり報告する。

加工施設再編等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化事業

平成 年度事業実施状況報告

策定年度： 平成 年度

目標年度： 平成 年度

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

事業実施主体名：

1 食肉処理施設の再編合理化の成果目標の達成状況（再編合理化施設について記載）

（１）整備事業における達成状況

① と畜工程

畜種	と畜処理能力 (頭/日)			年間と畜頭数 (頭/年)			稼働率 (%)			と畜コスト (円/頭)		
	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率
牛												
豚												
肥育豚換算												

注：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

② 部分肉加工工程

畜種	部分肉加工量 (頭/日)			部分肉仕向割合 (%)			部分肉加工コスト (円/頭)		
	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率
牛									
豚									
肥育豚換算									

注1：部分肉加工料金について、頭単位で記入し難い場合は、kg単位等により記入すること。

注2：部分肉仕向割合について、当該施設において生産された枝肉のうち、当該施設において部分肉処理を行われる割合を記入すること。

（２）と畜料金及び部分肉加工料金の目標の達成状況

畜種	と畜料金 (円/頭)			部分肉加工料金 (円/頭)		
	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率
牛						
豚						

注：部分肉加工料金について、1頭当たりの金額で記入し難い場合は、kg当たりの金額等により記入すること。

(3) 輸出に対する取組の目標の達成状況

畜種	当初予定			現況		
	輸出可能国	輸出数量	主な部位	輸出可能国	輸出数量	主な部位
牛						
豚						

注：輸出可能国が複数ある場合は、適宜欄を追加し、輸出可能国毎に、数量等を記入すること。

(4) HACCPによる衛生管理の導入に対する取組の目標の達成状況

畜種	当初予定		現況	
	HACCP導入の有無	導入中のHACCPについて、認証制度に基づく場合は、その名称	HACCPの名称	導入年月
牛				
豚				

2 食肉処理施設の廃棄の成果目標と達成状況（廃棄施設及び廃棄施設に関連する施設について記載）

(1) 廃棄施設の概要

廃棄施設名称	設立年	基準						現況					
		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率	
		(頭/日)		(頭/年)		(%)		(頭/日)		(頭/年)		(%)	
		牛		牛		牛		牛		牛		牛	
		豚		豚		豚		豚		豚		豚	
		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算	

注：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

(2) 再編対象施設の概要

再編対象施設名	設立年	基準						現況					
		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率	
		(頭／日)		(頭／年)		(％)		(頭／日)		(頭／年)		(％)	
		牛		牛		牛		牛		牛		牛	
		豚		豚		豚		豚		豚		豚	
		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算	

注１：再編対象施設とは、廃棄施設の廃棄により、食肉処理頭数の増加が見込まれる施設をいう。

注２：再編対象施設が新たに設置される施設の場合は、設立年の欄にその旨括弧書きで記載するとともに、と畜処理能力、年間と畜頭数、稼働率について、当該施設の整備計画等を基に、見込み量を記入すること。

注３：再編対象施設が複数ある場合、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

注４：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「１日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

3 当該年度の再編合理化計画の進捗状況

(注) 必要に応じて、内容を確認できる資料を添付すること。

4 当該年度の実施の成果

5 今後の課題と翌年度計画への反映状況

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名 印

加工施設再編等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化学業の評価報告

加工施設再編等緊急対策事業実施要綱（平成28年 1 月28日付け27産第2397号農林水産事務次官依命通知）第 7 の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて、事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第5号別添

加工施設再編等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化事業に関する事業評価シート

産地名		事業実施期間	平成	年度	～	平成	年度
事業実施主体名							

1 食肉処理施設の再編合理化の成果目標の達成状況（再編合理化施設について記載）

（1）整備事業における達成状況

① と畜工程

畜種	と畜処理能力 (頭/日)			年間と畜頭数 (頭/年)			稼働率 (%)			と畜コスト (円/頭)		
	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率
牛												
豚												
肥育豚換算												

注：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

② 部分肉加工工程

畜種	部分肉加工量 (頭/日)			部分肉仕向割合 (%)			部分肉加工コスト (円/頭)		
	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率
牛									
豚									
肥育豚換算									

注1：部分肉加工料金について、頭単位で記入し難い場合は、kg単位等により記入すること。

注2：部分肉仕向割合について、当該施設において生産された枝肉のうち、当該施設において部分肉処理を行われる割合を記入すること。

(2) と畜料金及び部分肉加工料金の目標の達成状況

畜種	と畜料金 (円/頭)			部分肉加工料金 (円/頭)		
	基準	現況	達成率	基準	現況	達成率
牛						
豚						

注：部分肉加工料金について、1頭当たりの金額で記入し難い場合は、kg当たりの金額等により記入すること。

(3) 輸出に対する取組の目標の達成状況

畜種	当初予定			現況		
	輸出可能国	輸出数量	主な部位	輸出可能国	輸出数量	主な部位
牛						
豚						

注：輸出可能国が複数ある場合は、適宜欄を追加し、輸出可能国毎に、数量等を記入すること。

(4) HACCPによる衛生管理の導入に対する取組の目標の達成状況

畜種	当初予定		現況	
	HACCP導入の有無	導入中のHACCPについて、認証制度に基づく場合は、その名称	HACCPの名称	導入年月
牛				
豚				

2 食肉処理施設の廃棄の成果目標と達成状況（廃棄施設及び廃棄施設に関連する施設について記載）

(1) 廃棄施設の概要

廃棄施設名称	設立年	基準						現況					
		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率	
		(頭／日)		(頭／年)		(％)		(頭／日)		(頭／年)		(％)	
		牛		牛		牛		牛		牛		牛	
		豚		豚		豚		豚		豚		豚	
		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算	

注：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

(2) 再編対象施設の概要

再編対象施設名	設立年	基準						現況					
		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率		と畜処理能力		年間と畜頭数		稼働率	
		(頭／日)		(頭／年)		(％)		(頭／日)		(頭／年)		(％)	
		牛		牛		牛		牛		牛		牛	
		豚		豚		豚		豚		豚		豚	
		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算		肥育豚換算	

注1：再編対象施設とは、廃棄施設の廃棄により、食肉処理頭数の増加が見込まれる施設をいう。

注2：再編対象施設が新たに設置される施設の場合は、設立年の欄にその旨括弧書で記載するとともに、と畜処理能力、年間と畜頭数、稼働率について、当該施設の整備計画等を基に、見込み量を記入すること。

注3：再編対象施設が複数ある場合、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

注4：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

3 取組の総評

(注) 事業の効果、事業実施後の課題及び改善の方策（必要がある場合）を含めて記載すること。
必要に応じて、内容を確認できる資料を添付すること。

別記様式第6号

加工施設再編等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化事業に関する事業評価票

[illegible]

別記様式第 7 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名 印

加工施設再編等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化事業（平成〇年度）における改善計画について

平成〇年度加工施設再編等緊急対策事業のうち食肉処理施設再編合理化事業において、当初の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の実施及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は、1 か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

	成果目標の達成状況（成果目標額（千円））								改善計画	
	目標値 (年)	基準年 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)	4 年目 (年)	5 年目 目標年 (年)	達成率 (%)	年 (千円)	達成率 (%)

- 4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制